

種苗法の改定で農家は自家採種できなくなる？①

2020 年 3 月 3 日、種苗法の一部を改定する案が閣議決定されました。この 4 月に審議入りの予定でしたが、コロナ禍のさなか、拙速な審議がはかられそうだとの情報がありません。日本の農業の根幹に関わる重要な案件について、十分に審議しないとはどういうことでしょうか。

種苗法の改定は、「農業競争力強化支援法」（2017 年施行）、「主要農作物種子法（種子法）」廃止（2018 年）の流れに続くものです。よつ葉だよりでは、何度か種子法を取り上げてきましたが、今回はこの種苗法の内容についてお伝えします。

Q 1 種子法と種苗法って、どう違いますか？

A 1 対象とする作物と目的が違います。

	対象の作物	目的
種子法 主要農作物種子法	稲、大麦、はだか麦、小麦、大豆	左記作物の優良な種子の生産および普及を国の役割と定める
種苗法	植物（花や農作物など）の新たな品種	品種の育成者の知的財産権の保護 品種の育成の振興と種苗の流通の適正化をはかる

Q 2 自家増殖ができなくなるって、どういうことですか？

A 2 小学校でアサガオを育てると、次の学年のために種を採って保存しますね。このように次に殖やすために種を採っておくこと、または苗を採ることを自家増殖（自家採種）といいます。今回の種苗法の改定では、「登録品種の作物」を自家増殖するときは、許可を得る「許諾制」が盛り込まれ、許諾料の支払いが生じることになりました。在来種や登録品種でない品種、家庭菜園に使う種苗などは、対象ではありません。

Q 3 もともと自家増殖は許されていましたね？

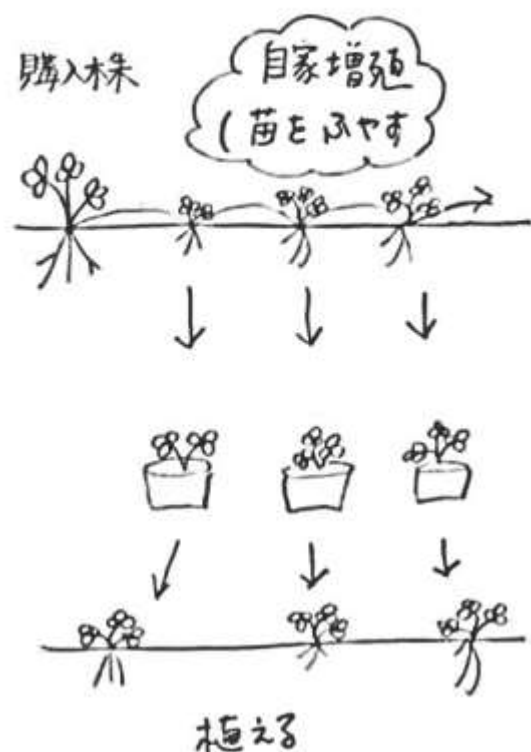
A 3 自家増殖は、昔から農家が次の年の作付けに備えて、種を採り苗を殖やし、接ぎ木をするなどして、慣行的におこなわれてきました。種苗法は、前身が 1947 年に策定された農産種苗法で、優良な種子や苗の入手を農家に保障するものでした。何度か改正され、

品種の育成者の権利を守るという国際的な流れがあり、1998 年の全面改正では植物の新たな品種の育成者は諸権利を専有できるとい、現在の種苗法になりました。著作物に対し、著作権が及ぶのと同じ考え方です（育成者権も著作権も、知的財産権のひとつ）。

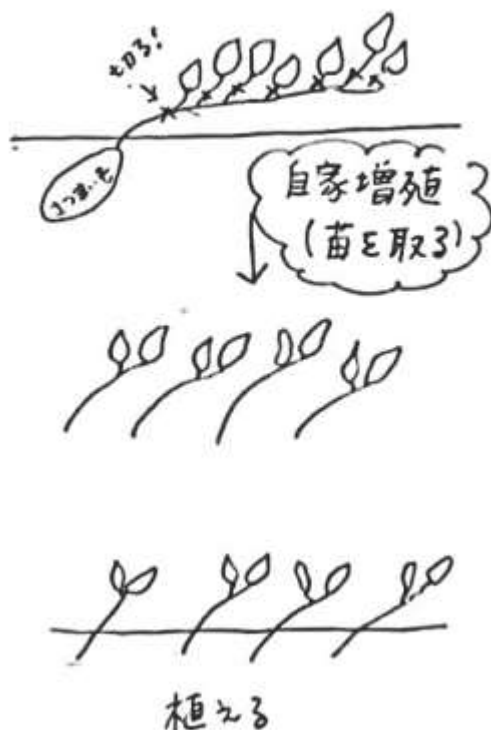
これには例外が認められていました。一つは試験研究目的、もう一つが農家による自家採種です。農家は、作物を栽培するにあたり、自家増殖によって翌年の種を確保するとともに、種苗の購入の手間と費用を抑えています。これらを農家の権利として守ることが農作物の安定供給につながるという考え方から、例外的に農家の自家採種が認められてきました（21 条 2 項）。わたしたち消費者もそのおかげで、安定的な価格で農産物を食べることができています。

今後は、「種苗法が改定されるとどんな問題が起こるの？」などについてお伝えします。
(理事 三輪)

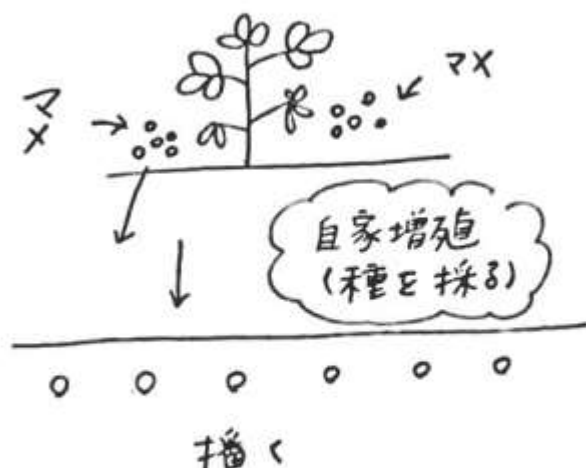
イチゴ



いも(わまいもの場合)



マ×類



今後、このような自家増殖ができなくなります

